

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 石川国民年金 事案345（事案127の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年6月まで

当初、昭和36年4月から41年7月までの期間について婦人会の集金で納付したことを申し立てたところ41年7月については市役所保管の徴収簿で納付が記録されていたとして納付記録の訂正が認められたが、残りの期間については認められなかった。

当初の判断後、申立期間に係る証言が得られたので、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和36年4月から41年7月までの期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が無く、関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いこと、41年7月については徴収簿により納付記録が確認されたこと等を理由として既に当委員会の決定に基づき平成20年12月24日付けで申立期間を除く昭和41年7月のみの年金記録の訂正が必要である旨のあっせんが行われている。

しかしながら、当初の決定後に申立人から提出された証明書等に基づき、申立人の事情を知る関係者から聴取を行ったところ、i) 申立期間当時婦人会において国民年金の集金係をしていた者が「申立人は昭和36年4月から国民年金に加入していた」旨を証明した文書の内容と、ii) 平成10年ごろ当該集金人が申立人の記録訂正を求めて協議した旨、当時対応した自治体職員の証言が一致することから、当該申立人から提出された証明書の信ぴょう性は高い。

また、今回新たに提出のあった資料及び意見陳述によると、申立人は国民年金に加入した端緒、加入時期について明確な記憶を有しており、集金方法等についても、申立期間当時の状況と齟齬が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 石川国民年金 事案346

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和61年4月から62年1月まで  
②平成元年9月

申立期間①については、私宛に送られてきた納付書で、勤めて間もない昭和62年春ごろ、銀行の窓口で納付した。その際、同級生が行員として勤務していたのを見たことを覚えている。

また、申立期間②は、覚えがないが役所から納付書が届けば納付しているはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間を除き未納は無く、厚生年金保険からの切替手続や種別変更などの国民年金の諸手続を遅滞なく行っていることが確認できる上、当該期間は10か月と短期間である。

また、申立人には納付した金額についての覚えが無いが、届いた納付書の枚数及び昭和62年春に保険料を納付したとする時期や納付した金融機関の窓口に同級生が勤めていたなどの納付に至る事情が、当時の周辺状況と一致するなど、申立人の記憶については確からしいことが推認できる。

さらに、当時の町役場の国民年金被保険者名簿に昭和61年4月1日に任意加入した届出年月日があり、同年度の納付記録が申免との記録があるなど、オンライン記録との間に齟齬があることなどから申立人の記録管理に不備が見られる。

しかし、申立期間②については、申立人は納付書が届けば納付していると述べるのみで、加入手続や納付に係る具体的な記憶は無く、国民年金に加入する手続を行ったものとうかがわせる周辺事情は無く、未加入期間であり、保険料納付書が発行されなかったと推測できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和61年4月から62年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 石川国民年金 事案347

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から45年6月まで

父親が町会長及び国民年金保険料を取りまとめる係をしていたので、私の国民年金についての加入手続や保険料納付もしてくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付をその父親がしてくれていたとしており、申立期間当時に同居していたとする家族の保険料の納付状況をみると、申立人の父母及び兄夫婦もほぼ完納している。

また、当時申立人の居住していた地区では、町内会が保険料を徴収していたと思われ、申立期間に町内会長及び年金委員であり、家族の保険料を納付していたとする納付意識の高い父親が、申立人の保険料のみを納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、国民年金受付処理簿及び国民年金被保険者名簿には申立人の被保険者資格取得日が20歳到達の昭和42年\*月\*日と記載されているが、申立人が所持する国民年金手帳（昭和45年9月29日発行）には、20歳到達時から強制加入期間であるにもかかわらず、被保険者資格の取得日が婚姻時に納付した記録がある45年7月\*日と記載されており、国民年金手帳発行の際、行政に不手際があったことがうかがえる。

その上、年度内に一部未納があった場合に保存しておくべき申立人の特殊台帳が保存されておらず、納付記録の管理にも不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 石川国民年金 事案348

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から47年3月まで  
退職後すぐに、妻に勧められ国民年金に加入し、市役所の出張所又は町内会の集金を通じて国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職した昭和41年2月ごろに、その妻の勧めにより国民年金に加入したと記憶しているが、申立人は、これまでに国民年金手帳を受け取ったことはないと述べている上、その妻は既に他界しており当時の状況は不明であり、申立人が41年に国民年金に加入したことをうかがわせる周辺事情は乏しい。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和47年4月1日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得しており、この資格取得日は市役所の記録と一致している上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の被保険者数名はいずれも47年4月ごろに加入していることから、申立人もこのころ国民年金に加入し被保険者資格を取得したものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間以前に厚生年金保険で既に老齢給付の受給資格期間を満たしていたことから、行政において当該事情が把握され、上述のとおり国民年金に任意加入するなど、加入記録が適正に管理されていたことがうかがえる上、制度上、加入手続を行った時から被保険者資格の取得日を退職時まで遡<sup>きかのぼ</sup>ることはなかったと考えられるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立人は申立期間について国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案349（石川国民年金事案178の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで  
平成19年10月1日付けで申立てしたところ、委員会においては現状の資料等では方向性の判断がつかず、私から直接意見を聞き、参考としたいとの案内があったが、仕事が多忙であり出頭できず、記録訂正は認められなかった。今回、私の申立期間前の源泉徴収票（昭和57年分）及び妻の国民年金保険料の領収証書（昭和61年4月分）を周辺事情の資料として提出するので、再度検討し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無いほか、申立人が申立期間の保険料を納付したとする月（昭和61年4月）分の保険料を遅れて納付していることから、一括納付したとする申立人の主張は不自然であり、また、その時期に申立期間の保険料を納付したとすれば、現年度及び過年度の保険料に当たるため、市役所及び社会保険事務所（当時）が収納機関となるが、申立人の納付書の発行元についての記憶は明確でない上、二つの行政機関が同時に保険料の納付を誤って記録することも考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は申立期間当時の周辺事情を証する資料として新たに源泉徴収票及びその妻の領収証書を提出したが、これらの資料では、申立人の申立期間に係る保険料の納付をうかがうことはできないほか、委員会において、申立人の意見陳述を受けたが、委員会の当初の決定を変更すべき事情を推察することもできなかったことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から同年8月まで

私は、申立期間について、社会保険事務所（当時）の女性職員から保険料を納付するよう何度も説得され一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、時期は特定できないものの、社会保険事務所の女性職員に申立期間の保険料を一括して納付したと述べているところ、現在の年金事務所には申立人に係る領収済報告書が保管されており、その内容から平成17年7月から同年12月までの半額免除承認期間の半額保険料（4万740円）を18年\*月\*日に一括して収納したことが確認できる。

さらに、市役所には申立人に係る平成18年分の給与支払報告書（個人別明細書）が保管されており、摘要欄に「国民年金保険料等40,740円」と記載されていることから、申立人は平成18年\*月\*日に納付した半額免除承認期間の半額保険料について勤務先の年末調整で社会保険料控除額を申告していることがうかがわれる。

加えて、市役所に保管された申立人に係る平成15年分から17年分の給与支払報告書（個人別明細書）には申立期間に係る社会保険料控除の申告を行った形跡は見当たらない。

これらのことから、申立人の主張する一括納付は、平成17年7月から同年12月までの期間のものであったと思われ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。